

前回は貸出債権の時価算定例をあげた。今回は、様々な時価算定方法がある中、より精緻に時価を算定するために突き当たる課題と解説を示す。ただし前回にも述べたように、時価算定の方法はこれが正しいと開示されたわけではなく、どこまで精緻に行うかはまだ流動的である。

## 時価算出の際に想定される課題

### 1. 案件粒度—貸出債権の時価算出粒度

CF 粒度は案件ベースが理想的。しかし課題は、そのためのデータ収集と計算時間。集約するならその集約方法が課題。特に個人や住宅ローンなどの集約方法。

CF 算出期間は、満期まで算出する必要があるため、時価算定のシステムは収益管理ではなく、(通常収益管理は長くても3年から5年までの期間損益を算出しているため)ALMで算出すると考えるのが無難。

### 2. 累積 PD 算定

#### ①累積 PD が取得できる場合

累積 PD を数年分は持っていて、満期日までの累積 PD を持っているのかが課題。

単純に1年分から乗数倍し算出することもできるが、期間が長いと PD が大きくなりすぎる可能性があるためにチューニングが必要となり、そのチューニングも課題。

#### ②累積 PD が取得できない場合

過去の PD から推計する必要あり。そのロジックが課題。

### 3. 住宅ローンなどの累積 PD

通常住宅ローンは、法人の内部格付による PD との紐付けが単純にはいかない。プール管理などで算出する累積 PD のロジックをどうするのか。

### 4. CF 生成—生成させるキャッシュフローのパターン

どこまで精緻に算出するか。満期日が決まっていない場合のみなしのルール決め。

### 5. EL (信用コスト) 控除後の CF の生成方法

生成される CF ごとに EL を差し引いた CF から時価を算出するとデフォルトの有無のパターン分けは必要なくなる。(信用リスクはコストとして差引いてあると考える) 時価算出の簡易バージョンとして考える。

### 6. LGD—損失率の推計

#### ① LGD 推計値取得

#### ② 保全率が取得できるとき→ $LGD = 1 - \text{保全率}$

#### ③ 保全額しか取得できないとき保全率に変換し→ $LGD = 1 - \text{保全率}$

また、保全率でみなすのではなく実際の回収額実績から LGD を算定するかどうか。

### 7. 期限前償還—考慮する場合、しない場合

### 8. 延滞債権・破綻懸念債権の取り扱い

各銀行の運営状況にも左右されるが、

#### ①正常先

#### ②要注意先

#### ③要管理先かつ延滞3ヶ月未満

に関しては通常の時価算出。それ以下に関しては、下記で算出。EAD—個別引当金又は、

$EAD - EAD * LGD$

項番	案件	案件詳細	キャッシュフロー	備考
1	貸出	証券貸出 手形貸出	固定金利対象： ・元利均等前取り、後取り ・元金均等前取り、後取り ・満期一括前取り、後取り	1. 利更改のタイミング 2. 元金・利息の支払い周期 3. 利率区分
		当座貸越	当座貸越のキャッシュフロー	資金期日は？ 金利期日は？
		カードローン	カードローンのキャッシュフロー	
		割引手形	満期一括（満期あり、なし）	
2	貸出共通	みなし設定ルール	1 基準日翌日 2 基準日翌営業日 3 月末 4 数ヶ月先 など	みなし設定ルールとして可能性ある条件の洗出し

時価算定に関しては、現在考えられるだけで以上のような課題がある。時価の対応は2011年では任意対応とされているがいくつかヒアリングした結果、金融機関（銀行）の中ではこのタイミングで対応をするべきとの考えもあるようである。

さて、時価の対応は一区切りし、続いては最近金融機関で旬な話題となりつつあるコア預金・プリペイメントに関する内容を示す。

## コア預金のアウトライヤー

以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、業務改善命令を発出するものとする。

1. 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行
2. アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック イ. 上下200ベース・ポイントの平行移動による金利ショック ロ. 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセント値と99パーセント値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が基本的項目（Tier I）と補完的項目（Tier II）の合計額の20%を超えるもの）に該当する銀行

アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。

留意事項一. アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック

（上記イ、ロの2種類の金利ショック）は銀行の選択に委ねられる。

留意事項二. 上述のように、金利リスク量はコア預金の定義によって大きく変動することとなる。

そのため、コア預金について、以下の a. 又は b. の定義を用いることとする。

一度選択したコア預金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければならない。

- a. i) 過去5年の最低残高  
ii) 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高  
iii) 現残高の50%相当額  
i～iiiのうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として銀行が独自に定める。
- b. 銀行の内部管理上、合理的に預金者行動をモデル化し、コア預金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。

次回はコア預金の要件概要や具体的なモデル例を示す。